

議案第6号

杉並区立こども発達センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月9日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区立こども発達センター条例の一部を改正する条例

杉並区立こども発達センター条例（平成8年杉並区条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第6条の2の2第6項」を「第6条の2の2第5項」に、「他の」を「保育所その他の」に改め、同条第3号中「第6条の2の2第7項」を「第6条の2の2第6項」に、「第5条第18項」を「第5条第19項」に改め、同条第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 前2号に掲げるもののほか、心身障害児の家族、指定障害児通所支援事業者その他の関係者に対する相談、専門的な助言その他の必要な援助に関すること。

第3条第2号中「第4号」を「第5号」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条第3号の改正規定（「第5条第18項」を「第5条第19項」に改める部分に限る。）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（提案理由）

こども発達センターの事業に係る規定を改める等の必要がある。

杉並区立こども発達センター条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>(事業)</p> <p>第2条 センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>法第6条の2の2第5項</u>に規定する保育所等訪問支援に関すること（以下「保育所等訪問支援」という。）及び<u>保育所その他の施設</u>への巡回指導に関すること。</p> <p>(3) <u>法第6条の2の2第6項</u>に規定する障害児相談支援に関すること（以下「障害児相談支援」という。）<u>、</u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）<u>第5条第19項</u>に規定する基本相談支援に関すること及び同項に規定する計画相談支援に関すること（以下「計画相談支援」という。）並びにこどもの発達の相談に関すること。</p> <p>(4) <u>前2号に掲げるもののほか、心身障害児の家族、指定障害児通所支援事業者その他の関係者に対する相談、専門的な助言その他の必要な援</u></p>	<p>(事業)</p> <p>第2条 センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>法第6条の2の2第6項</u>に規定する保育所等訪問支援に関すること（以下「保育所等訪問支援」という。）及び<u>他の</u>施設への巡回指導に関すること。</p> <p>(3) <u>法第6条の2の2第7項</u>に規定する障害児相談支援に関すること（以下「障害児相談支援」という。）<u>、</u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）<u>第5条第18項</u>に規定する基本相談支援に関すること及び同項に規定する計画相談支援に関すること（以下「計画相談支援」という。）並びにこどもの発達の相談に関すること。</p>

助に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事業

(利用することができる者)

第3条 センターを利用することができる者は、次の各号に掲げる事業に応じ、当該各号に定める者とする。

(1) 略

(2) 前条第2号から第5号までに規定する事業（保育所等訪問支援、障害児相談支援及び計画相談支援を除く。） 区内在住の18歳未満の心身障害児、その保護者その他区長が必要と認める者

(3)及び(4) 略

(4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事業

(利用することができる者)

第3条 センターを利用することができる者は、次の各号に掲げる事業に応じ、当該各号に定める者とする。

(1) 略

(2) 前条第2号から第4号までに規定する事業（保育所等訪問支援、障害児相談支援及び計画相談支援を除く。） 区内在住の18歳未満の心身障害児、その保護者その他区長が必要と認める者

(3)及び(4) 略